

論点③ADL維持等加算

論点③

- 自立支援・重度化防止に軸足を置いた介護を進めることは重要であり、平成30年度介護報酬改定において、利用者の状態改善等のアウトカムに注目し、日常生活動作(ADL)の維持・改善につながった利用者が多い通所介護事業所を評価する加算(ADL維持等加算)を導入した。
- ADL維持等加算について、現状の取得状況や課題も踏まえながら、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層進めていく観点から、どのような方策が考えられるか。

対応案

- 現行のADL維持等加算は、自立した日常生活を営むための自立支援・重度化防止に資する機能訓練等の取組を行い、その効果としてADLの維持等につながった利用者が多い通所介護事業所を評価するものであるが、対象サービスについて、通所介護事業所に限らず、機能訓練等に従事する者を十分に配置し、ADLの維持等を目的とするようなサービスにも拡大することとしてはどうか。
- 現行のADL維持等加算は、算定要件が複雑であるとともに、評価開始時点のADLによって、その後のADLの変化の傾向が異なる点や、クリームスキミングを防止する観点も踏まえ、評価開始時点のADLを考慮できる仕組みや、算定要件を緩和・簡略化する等の見直しを行ってはどうか。
- 居宅系サービスで通所・訪問リハビリテーションを併用している場合は、併用していない場合と比較して、有意にADLの維持・改善の傾向が見られることも踏まえ、リハビリテーションを併用している利用者について、リハビリテーションを提供している事業者と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL維持等加算に係る計算式の対象とすることとしてはどうか。
- CHASEを用いて利用者のADL値を提出し、フィードバックを受けることを求めているかどうか。
- 現行のADL維持等加算では、加算取得を目的として、ADLの情報を厚生労働省に提出している事業所については、ADL利得の要件を満たしている(実際に加算を取得できる)事業所が大半であることを踏まえ、より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業所を高く評価していくこととしてはどうか。(※見直し案の全体像について、次頁参照)

ADL維持等加算の見直し案

現行	変更案
対象サービス：通所介護、地域密着型通所介護	対象サービス：通所介護、地域密着型通所介護、 <u>認知症対応型通所介護</u> 、 <u>特定施設入居者生活介護</u> 、 <u>介護老人福祉施設</u> 、 <u>地域密着型介護老人福祉施設</u>
<ul style="list-style-type: none"> 5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数を上回る利用者の総数が20名以上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の総数が〇名以上(一定の緩和)
<ul style="list-style-type: none"> 評価対象利用期間の初月において要介護度が3以上である利用者が15%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 緩和
<ul style="list-style-type: none"> 評価対象利用期間の初月の時点で初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内の者が15%以下 	<ul style="list-style-type: none"> 緩和(計算式等で調整)
<ul style="list-style-type: none"> 評価対象利用期間の初月と6月目にADL値(Barthel Index)を測定し、報告されている者が90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 評価可能な者は原則全員報告
<ul style="list-style-type: none"> ADL利得が上位85%の者について、各々のADL利得を合計したものが、0以上 	<ul style="list-style-type: none"> 初月のADL値に応じて調整式で得られた利用者の調整済ADL利得が、一定の値以上
	<ul style="list-style-type: none"> CHASEを用いて利用者のADLの情報を提出し、フィードバックを受ける

※ 既存のADL維持等加算の体制届出を申請した事業所については、一定期間の経過措置を検討。